

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小 池 善 明

### 新株予約権証券の上場制度見直しに係る「定款」等の一部改正について

本所は、「定款」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行します。

今回の改正は、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについて、当該新株予約権証券の上場にあたり、証券会社による増資の合理性に係る審査又は株主総会決議などの株主の意思確認の手続きを求めるとともに、発行者である上場会社について一定の業績基準を設けるなど、新株予約権証券の上場基準の見直しを行うものです。

また、増資の合理性に係る審査を実施する会員において、当該増資の合理性に係る審査体制の整備を求めるなど、定款等の一部を改正するものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

#### I. 改正概要

##### 1. 新株予約権証券の上場基準の見直し

・新株予約権証券（ノンコミットメント型ライツ・オファリングに係るものに限る。）の上場については、既存の上場基準に加え、次の（１）及び（２）のいずれの基準にも適合することを要するものとします。

（１）新株予約権証券の発行者である上場会社において次の a 又は b のいずれかの手続きが実施されていること

- a 会員による増資の合理性に係る審査
- b 株主総会決議などによる株主の意思確認

（２）新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が次の a 及び b のいずれにも該当していないこと。

- a 最近 2 年間に於いて利益の額が正である事業年度がないこと
- b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において債務超過であること

・上記 1.（１） a の増資の合理性に係る審査は公募増資の際の引受審査に準じるものとし、当該審査を行う会員は新規上場時に求められる上場適格性調査体制に準じた審査体制を整備するものとします。

・新株予約権証券の上場に係る公益又は投資者保護の観点による審査においては、監理銘柄、整理銘柄又は特設注意市場銘柄に指定されていない、上場廃止基準の猶予期間に該当していないなどの観点から検討するものとします。

## 2. その他

- ・新株予約権証券の上場日は、行使期間の初日以降の日とします。

## II. 施行日

- ・本所が定める日から施行します。ただし、2. については、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行の日から実施します。

なお、「本所が定める日」は平成26年11月28日とします。

以 上

新株予約権証券の上場制度の見直しに係る「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 定款の一部改正新旧対照表 .....	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 .....	2
3. 会員における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	4
4. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 .....	8

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査体制等の整備)</p> <p>第34条の3 (略)</p> <p><u>2 有価証券上場規程第9条の3第1項第2号aに規定する増資の合理性に係る審査を行う会員は、本所が定めるところにより、当該増資の合理性に係る審査体制を整備しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(上場適格性調査体制の整備)</p> <p>第34条の3 (略)</p> <p>(新設)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株予約権証券の上場)            第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。</p> <p>(1) <u>上場申請のあった新株予約権証券が本所が定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(2) <u>新株予約権証券の発行者である上場会社において次の a 又は b のいずれかの手続きが実施されていること (当該上場会社が当該新株予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合 (以下「コミットメント型の場合」という。) を除く。)</u></p> <p>a <u>会員による増資の合理性に係る審査</u></p> <p>b <u>株主総会決議などによる株主の意思確認</u></p> <p>(3) <u>新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次の a 及び b のいずれにも該当していないこと (コミットメント型の場合を除く。)</u></p> <p>a <u>最近2年間 (「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。) において利益の額が正である事業年度がないこと。</u></p> <p>b <u>上場申請日の直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において債務超過であること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(新株予約権証券の上場)            第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に適合するときに上場を承認するものとし、<u>その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日の前の日であって、本所が定める日までとする。</u></p> <p>(1) <u>新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。</u></p> <p>(2) <u>行使期間満了の日が割当てに係る基準日等 (会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は第8項の規定(同法第235条において準用する場合を含む。)に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。) 後2か月以内に到来するものであること。</u></p> <p>(3) <u>上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。</u></p> <p>(4) <u>新株予約権証券の数が1,000単位以上であること。</u></p> <p>(5) <u>新株予約権が指定振替機関の振替業にお</u></p>

(4) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

ける取扱いの対象であること又は上場の時まで  
に取扱いの対象となる見込みのあること。

(6) (略)

2 (略)

会員における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>会員における上場適格性調査体制等に関する規則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第34条の3の規定に基づき、会員が整備する上場適格性調査体制等について、必要な事項を定める。</p> <p>2 前項の上場適格性調査体制等の整備は、幹事会員等が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の会員として本所の市場への上場の適格性に関する調査及び増資の合理性に係る審査の水準を維持・向上し、もって本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p><u>第2章 上場適格性調査体制</u></p> <p>第3条 (略)</p>	<p>会員における上場適格性調査体制に関する規則</p> <p>(新設)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第34条の3の規定に基づき、<u>幹事会員</u>が整備する上場適格性調査体制について、必要な事項を定める。</p> <p>2 前項の上場適格性調査体制の整備は、幹事会員が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の会員として本所の市場への上場の適格性に関する調査の水準を維持・向上し、もって本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第3条 (略)</p>
<p><u>第3章 増資の合理性に係る審査体制</u></p> <p>(増資の合理性に係る審査の実施)</p> <p><u>第11条 有価証券上場規程第9条の3第1項</u></p> <p><u>第2号aに規定する増資の合理性に係る審査を行う会員(以下「審査会員」という。)は、新株予約権証券の上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、上場会社が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場会社の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

各号に掲げる事項についての厳正な審査を行うものとする。

(1) 適格性

反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無

(2) 財政状態及び経営成績

a 財政状態の健全性及び資金繰り状況

b 財政状態及び経営成績の変動理由分析

c 公表された利益計画の達成状況

(3) 業績の見通し

a 利益計画の策定根拠の妥当性

b 利益計画の進捗状況

c 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方

(4) 調達する資金の使途

a 調達する資金の使途の妥当性

b 調達する資金の使途の適切な開示

c 過去に調達した資金の充当状況

(5) 株価等の動向

a 株価の推移

b 売買高の推移

c 株価等の流動性を踏まえた発行数量の妥当性

(6) 企業内容等の適切な開示

a 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性

b 直近事業年度末以降の状況の適切な開示

(7) その他審査会員が必要と認める事項

(社内記録の作成、保存)

第12条 審査会員は、上場申請を行った者に対する増資の合理性に係る審査について、次の各号に掲げる社内記録を作成し、上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料

(新設)



及び情報を保存するものとする。

(1) 増資の合理性に係る審査において収集した資料及び情報（増資の合理性に係る審査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録

(2) 増資の合理性に係る審査の結果の形成過程に係る記録

（増資の合理性に係る審査の独立性の確保）

第13条 審査会員は、次の各号に適合する組織 (新設)

体制を整備するものとする。ただし、審査会員が増資の合理性に係る審査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと本所が認める場合は、この限りでない。

(1) 増資の合理性に係る審査を行う部門（以下「増資合理性審査部門」という。）を設置すること。

(2) 増資合理性審査部門において増資の合理性に係る審査を行う担当者は、上場案件等を獲得するための営業推進業務及び上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。

(3) 増資合理性審査部門を担当する役員は、上場営業推進を行う部門及び上場指導を行う部門を担当しないこと。

（社内規則等の制定）

第14条 審査会員は、増資の合理性に係る審査 (新設)

の実施及び増資合理性審査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

（社内検査の実施）

第15条 審査会員は、前条の社内規則等につい (新設)

て、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>14. の2 第9条の3 (新株予約権証券の上場関係)</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に規定する本所が定める基準とは、次のaからeに定める基準のいずれにも適合していることとする。</u></p> <p><u>a 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。</u></p> <p><u>b 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等 (会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は同条第8項の規定 (同法第235条において準用する場合を含む。) に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。) 後2か月以内に到来するものであること。</u></p> <p><u>c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。</u></p> <p><u>d 新株予約権証券の数が1,000単位以上であること。</u></p> <p><u>e 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p> <p><u>(2) 上場会社は、第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>a 第1項第2号aに規定する手続きが実施されている場合</u>  <u>会員が作成した本所所定の「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」</u></p> <p><u>b 第1項第2号bに規定する手続きが実施されている場合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

本所所定の「株主の意思確認の結果について記載した書面」

(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(6) (新設)

a からfまで及びhの規定は、第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

(4) 第1項第3号bに規定する債務超過 (新設)

の取扱いは、a及びbに定めるところによる。

a 第1項第3号bに規定する債務超過

とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）（以下「四半期財務諸表等規則」という。）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この（4）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額

をいう。以下この（４）において同じ。）  
が負である場合をいい、上場会社が連結  
財務諸表を作成すべき会社でない場合は  
貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較  
情報を除く。以下この（４）において同  
じ。）に基づいて算定される純資産の額  
（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等  
規則の規定により作成された貸借対照表  
又は四半期貸借対照表の純資産の部の合  
計額に、財務諸表等規則第５４条の３第  
１項又は四半期財務諸表等規則第５３条  
第１項に規定する準備金等を加えて得た  
額から、当該純資産の部に掲記される新  
株予約権を控除して得た額をいう。以下  
この（４）において同じ。）が負である  
場合をいう。ただし、上場会社がＩＦＲ  
Ｓ任意適用会社である場合又は連結財務  
諸表規則第９５条の規定の適用を受ける  
会社である場合は、当該連結貸借対照表  
又は当該四半期連結貸借対照表に基づい  
て算定される純資産の額（上場会社が連  
結財務諸表を作成すべき会社でない場合  
は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対  
照表に基づいて算定される純資産の額）  
に相当する額（会計基準の差異による影  
響額（本所が必要と認めるものに限る。）  
を除外した額をいう。）が負である場合  
をいう。

- b 第１項第３号bにおいて、純資産が、  
公認会計士又は監査法人の監査意見に  
より影響を受ける場合には、正当な理由  
に基づく企業会計の基準の変更による  
ものと認められている場合を除き、当該  
監査意見に基づいて修正したのちの純  
資産を審査対象とする。

(5) 第１項第４号に定める事項について

(新設)

の上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の(a)から(e)までに該当しないこと(コミットメント型の場合を除く。)

(a) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、株券上場廃止基準第3条の4第1項の規定により監理銘柄に指定されている場合又は同条第2項の規定により整理銘柄に指定されている場合

(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ 株券上場廃止基準第2条第2号a

(a)又は(b)に定める期間内にある場合

ロ 株券上場廃止基準第2条第2号bに定める期間内にある場合

ハ 株券上場廃止基準第2条第3号に定める期間内にある場合(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)

ニ 株券上場廃止基準第2条第4号に定める期間内にある場合

ホ 株券上場廃止基準第2条第5号の2に定める期間内にある場合(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)

ヘ 株券上場廃止基準第2条第9号a又はbに定める期間内にある場合(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)

ト 株券上場廃止基準第2条の2第1号a(a)又は(b)に定める期間内にある場合

チ 株券上場廃止基準第2条の2第1号bに定める期間内にある場合の規定に

よる場合を含む。)

リ 株券上場廃止基準第2条の2第2号  
に定める期間内にある場合

ヌ 株券上場廃止基準第3条の5の規定  
により 特設注意市場銘柄に指定され  
ている場合

(c) 新株予約権証券が、第1項第2号b  
に規定する手続きを経て発行される場合  
において、次のイ又はロに掲げる場合そ  
他の新株予約権証券の発行者である上  
場会社の主要株主である取締役又は支配  
株主による濫用的な意思確認手続きが行  
われたと認められるとき。

イ 新株予約権証券の権利行使に伴い  
上場会社が調達する資金の用途に関し  
て、特別の利益を有していると認めら  
れる主要株主である取締役又は支配株  
主を除く株主（意思表示を行った者に  
限る。）の過半数の同意を得られてい  
ないとき。

ロ 割当てを受ける新株予約権証券の  
権利行使を行うことで持株比率を維持  
する意向を示していない主要株主であ  
る取締役又は支配株主を除く株主（意  
思表示を行った者に限る。）の過半数  
の同意を得られていないとき。

(d) 新株予約権証券の発行者である上場  
会社の経営成績及び財政状態が、第1項  
第3号a又はbのいずれかに該当した  
場合と実質的に同視できると認められ  
る場合

(e) その他(a)から前(d)までに規  
定するものに準ずる状態と認められる  
場合

b 新株予約権証券の権利行使の制限を  
行う場合においては、当該制限を行う必要

性及び相当性が認められること。

c その他公益又は投資者保護の観点から  
適当と認められること。

(6) 新株予約権証券の上場期間は、行使期  
間の初日以後の日であって本所が定める日  
から、当該新株予約権の行使期間満了の前  
の日であって本所が定める日までとする。 (新設)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の14.の2(6)の規定は、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行の日以後に上場申請を行う者から適用することとし、当該施行の日より前の日に上場申請を行う者についての新株予約権証券の上場期間の取扱いは、なお従前の例による。